

令和 7 年 6 月 1 3 日
選挙管理委員会事務局作成

酒田市議会議員及び酒田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等
の公営に関する条例の一部改正について

1 改正の目的

令和 7 年 6 月 4 日に公布された公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、選挙運動の公営に関する上限額が一部改正されたことから、酒田市議会議員及び酒田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成にかかる公営単価の一部を、改正された公職選挙法施行令に定める金額と同額とするもの。

第 6 条（選挙運動用ビラの作成の公営）、第 8 条（選挙運動用ビラの作成の公費の支払い）

区分		改正後	改正前
1 枚当たりの作成単価		8 円 3 8 銭	7 円 7 3 銭

第 9 条（選挙運動用ポスターの作成の公営）

区分		改正後	改正前
印 刷 費	1 枚当たりの作成単価	5 8 6 円 8 8 銭	5 4 1 円 3 1 銭

3 施行期日 公布の日から
（施行日以後に告示される選挙から適用する。）

酒田市議会議員及び酒田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例新旧対照表

新	旧
本則 (選挙運動用ビラの作成の公営) 第6条 候補者は、候補者1人について、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条の後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公営) 第9条 候補者は、候補者1人について、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とす	本則 (選挙運動用ビラの作成の公営) 第6条 候補者は、候補者1人について、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条の後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公営) 第9条 候補者は、候補者1人について、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とす

る。)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	る。)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
---	---

令和 7 年 6 月 1 3 日
選挙管理委員会事務局作成

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

1 改正の目的

令和 7 年 6 月 4 日に公布された国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律により、選挙長等の費用弁償額が改正されたことから、酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

選挙長等の報酬の額を、改正された国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める金額と同額とするもの。

別表第 3（第 4 条関係）
非常勤の職員の報酬表

区分	改正後	改正前
選挙長	1 回 1 2, 2 0 0 円	1 回 1 0, 8 0 0 円
選挙立会人	1 回 1 0, 1 0 0 円	1 回 8, 9 0 0 円
開票管理者	1 回 1 2, 2 0 0 円	1 回 1 0, 8 0 0 円
開票立会人	1 回 1 0, 1 0 0 円	1 回 8, 9 0 0 円
投票所の投票管理者	日額 1 4, 5 0 0 円	日額 1 2, 8 0 0 円
期日前投票所の投票管理者	日額 1 2, 8 0 0 円	日額 1 1, 3 0 0 円
投票所の投票立会人	日額 1 2, 4 0 0 円	日額 1 0, 9 0 0 円
期日前投票所の投票立会人	日額 1 0, 9 0 0 円	日額 9, 6 0 0 円

3 施行期日 公布の日から
(施行日以後に告示される選挙から適用する。)

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

新	旧																																												
別表第3(第4条関係) 非常勤の職員の報酬表 <table> <tr> <th>職名</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <th>(略)</th><th>(略)</th></tr> <tr> <td>選挙長</td><td>1回 <u>12,200 円</u></td></tr> <tr> <td>選挙立会人</td><td>1回 <u>10,100 円</u></td></tr> <tr> <td>開票管理者</td><td>1回 <u>12,200 円</u></td></tr> <tr> <td>開票立会人</td><td>1回 <u>10,100 円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td><td>日額 <u>14,500 円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日額 <u>12,800 円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td><td>日額 <u>12,400 円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日額 <u>10,900 円</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 備考 (略)	職名	報酬額	(略)	(略)	選挙長	1回 <u>12,200 円</u>	選挙立会人	1回 <u>10,100 円</u>	開票管理者	1回 <u>12,200 円</u>	開票立会人	1回 <u>10,100 円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>14,500 円</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800 円</u>	投票所の投票立会人	日額 <u>12,400 円</u>	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900 円</u>	(略)	(略)	別表第3(第4条関係) 非常勤の職員の報酬表 <table> <tr> <th>職名</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <th>(略)</th><th>(略)</th></tr> <tr> <td>選挙長</td><td>1回 <u>10,800 円</u></td></tr> <tr> <td>選挙立会人</td><td>1回 <u>8,900 円</u></td></tr> <tr> <td>開票管理者</td><td>1回 <u>10,800 円</u></td></tr> <tr> <td>開票立会人</td><td>1回 <u>8,900 円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td><td>日額 <u>12,800 円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日額 <u>11,300 円</u></td></tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td><td>日額 <u>10,900 円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日額 <u>9,600 円</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 備考 (略)	職名	報酬額	(略)	(略)	選挙長	1回 <u>10,800 円</u>	選挙立会人	1回 <u>8,900 円</u>	開票管理者	1回 <u>10,800 円</u>	開票立会人	1回 <u>8,900 円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>12,800 円</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300 円</u>	投票所の投票立会人	日額 <u>10,900 円</u>	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600 円</u>	(略)	(略)
職名	報酬額																																												
(略)	(略)																																												
選挙長	1回 <u>12,200 円</u>																																												
選挙立会人	1回 <u>10,100 円</u>																																												
開票管理者	1回 <u>12,200 円</u>																																												
開票立会人	1回 <u>10,100 円</u>																																												
投票所の投票管理者	日額 <u>14,500 円</u>																																												
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800 円</u>																																												
投票所の投票立会人	日額 <u>12,400 円</u>																																												
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900 円</u>																																												
(略)	(略)																																												
職名	報酬額																																												
(略)	(略)																																												
選挙長	1回 <u>10,800 円</u>																																												
選挙立会人	1回 <u>8,900 円</u>																																												
開票管理者	1回 <u>10,800 円</u>																																												
開票立会人	1回 <u>8,900 円</u>																																												
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800 円</u>																																												
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300 円</u>																																												
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900 円</u>																																												
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600 円</u>																																												
(略)	(略)																																												

令和 7 年 6 月 1 3 日
農林水産部農林水産課作成

請負契約の締結について
(令和 7 年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事 (その 1))

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 令和 7 年度農地・農業用施設災害復旧事業
農地等災害復旧工事 (その 1) |
| 2 工 事 場 所 | 酒田市 宮海 地内ほか |
| 3 仮契約の方法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 仮契約年月日 | 令和 7 年 5 月 3 0 日 |
| 5 仮 契 約 金 額 | 1 9 9, 6 5 0, 0 0 0 円 (税込み) |
| 6 仮契約の相手方 | 酒田市穂積字尻地 2 3 3 番地
大場建設株式会社
代表取締役 大場 弥市 |
| 7 工 期 | 契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

仮 契 約 書

- 1 契約の目的 令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その1）
- 2 契約金額 ￥199,650,000.－
- 内訳 工事代金 ￥181,500,000.－
取引に係る消費税額及び地方消費税 ￥18,150,000.－
- 3 履行期限 令和8年3月31日

上記について、酒田市長 矢口 明子と大場建設株式会社 代表取締役 大場 弥市は、地方自治法第96条第1項第5号及び酒田市契約及び財産に関する条例第2条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し、双方記名押印の上、これを大場建設株式会社 代表取締役 大場 弥市が保有する。

令和7年5月30日

発注者	所在地	酒田市本町二丁目2番45号
	氏 名	酒田市長 矢口 明子
受注者	住所又は所在地	酒田市穂積字尻地233番地
	氏名又は名称	大場建設株式会社
	代表者氏名	代表取締役 大場 弥市

入札結果登録

案件番号 106405010020250016
 案件名称 令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事(その1)
 担当者 阿部市範
 開札執行日時 令和07年05月29日 10時10分

入札結果	落札者決定		
理由／備考	落札者には、「落札者の決定について(通知)」及び「契約書等作成の際の注意事項【建設工事】」について、メールで送信します。		
執行担当	佐々木豪		10:11:38
立会担当	阿部市範		10:12:10
予定価格	181,540,000 円 (税抜き) 1億8154万 円 (税抜き)		

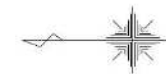
最新更新日時 2025.05.29 10:12

番号	業者名称	第1回入札金額	予定価格 以下	調査基 準価格 以上	調査 実施 落 札 者	摘要
1	大場建設(株)	181,500,000	○	○	○	

本件は酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものです。

平面図_西荒瀬地区

平面図
S=1:5000



施工場所：宮海・穂積地内

工事概要：農地堆積土砂撤去 $V=21,200\text{m}^3$

水路堆積土砂撤去 $V=430\text{m}^3$

道路堆積土砂撤去 $V=730\text{m}^3$

平面图_塚渕地区

施工場所：塚渕・米島地内

工事概要：農地堆積土砂撤去 $V=21,500\text{m}^3$

水路堆積土砂撤去 $V=630\text{m}^3$

道路崩落復旧 $V=140\text{m}^3$



平面図__米島地区

全体平面図

施工場所：米島地内

工事概要：農地堆積土砂撤去

V=510m³

